

平成14年1月11日

社団法人 東京都自動車整備振興会
東京都自動車整備商工組合
会長理事長 福井 忠雄 様

振興会商工組合の組織運営に関する提言

社団法人 東京都自動車整備振興会
東京都自動車整備商工組合
組織運営プロジェクト
座長 萩原 道夫

東整振会長都整商理事長から諮問されたブロック支部、委員会、役員委員の任期等について以下の通り提言いたします。

なお、今般の役員改選に関する理事会日程等の関係から具体的な提言に至っていない部分も多く、次期16年の改選期までに改めて検討されますよう申し添えます。

1. ブロック支部のあり方

(1) ブロック事業の活性化

ブロックは、両団体の円滑な事業運営を目的として設置されておりますが、ともするとブロック活動は本部事業の焼き直しで独自性に乏しく、特に商工組合ブロックの顔が見えないとの批判も聞こえます。

このため、ブロック間及びブロック内情報の均一化、共同経済事業への協力体制整備などを目的として、

「『ブロックのあり方(仮題)』を作成配布」

などの措置により、ブロック事業の活性化を図られるよう提言します。

なお、ブロック役員構成メンバーについても5ブロックがまちまちになっている現状があり、正副支部長、本部理事(ブロック推薦理事を含む。) 正副ブロック長、ブロック指定工場部会正副部会長、ブロック青年経営研究会正副代表幹事で構成するよう、すべて統一させる必要があると考えます。

(2) 支部会員数の適正規模(下限)の設定

会員組合員は、支部加入を原則とされておりますので、会員組合員

にとっては均質な支部サービスを受ける権利があります。支部の事業運営にはそれぞれの独自性があるべきではありますが、支部の規模によって会費負担とサービス内容との間に、目に付く差異が生ずることは避けなければなりません。

このため、会員サービスの均質性と支部役員の負担軽減の観点から、

「支部の会員数の下限は100以上とする」

と内規化することが適当と考え、提言します。

なお、大きな支部についても上限を設定して分割すべきとの意見もありましたが、下限についてのみ提言します。

支部規模の点に関し、最近、武蔵野三鷹支部での合併を視野に入れた合同の事業活動、渋谷目黒支部指定部会の合同開催、新宿中野支部等の共同事務局設置等の動きが既に現実化しております。また、大きな支部での課題として「会員が一堂に会する機会が少ない」「情報伝達の迅速性均質性を確保しづらい」、また、小さな支部での課題として「支部役員の引き受け手がない」「支部事務局経費の負担が大きい」などの意見がありました。

(3) その他支部のあり方に関すること

前記に関連し、「支部役員の心構え」や「支部役員リーダーシップ」などは支部規模と無関係ではない、将来的に啓発対策を検討願いたいとの意見がありました。参考まで、委員から寄せられた意見の中から「足立支部役員研修資料」を別添します。

支部の活動に際し、振興会未加入認証事業場、同退会事業場、支部退会会員、支部未加入会員などの取り扱いが密接に関係します。未加入会員等の取り扱いを早急に明確にされるようお願いします。

2. 委員会のあり方

両団体事業の円滑推進のため委員に委嘱された方々の意見を集成する委員会活動状況が、的確迅速に執行部に報告されているか疑問に思われることがあります。委員会活動の執行部報告と、これに基づく執行部の意向を体した委員会運営ができるよう配慮方をお願いします。

また、機関として位置づけられる常置委員会には、詳細な検討が不向きな面も出てくる場合があります。詳細な意見集成のため、小委員会の設置など機動的な委員会運営を、また時限的に課題を限って設置されるプロジェクトについて配慮方をお願いします。

昨今の景気低迷を背景とし、振興会・商工組合の財政に関して、政治連盟も含めた、抜本的な検討が必要と考えます。総務委員会の分掌事項と考えますが、早急に対策されるよう具申します。

3. 役員委員のあり方

ブロック支部及び委員会など各機関の活性化に、役員委員の定数や任期のあり方が無縁ではありません。このため、役員委員等のあり方について内規化が必要と考え、提言します。

(1) 理事のあり方

役員は自然人であるとの建前とは別に、会員組合員理事についてその取り扱いが不明確であることから、

「 都内に認証事業場を有する法人又は個人を代表する者
(法人にあっては企業役員、個人にあっては代表者又はこれに準ずる者)

任期途中でその企業内での役職に変更があり、本人が理事を継続して就任する意志がある場合は、直近の役員改選時まで選任時の役職が継続されているとみなす。」

ことを内規化することが適当と考え、提言します。

(2) 監事の任期

監事という役員の職務から、特に定めるべきでないという意見集約されました。

(3) 委員会委員等の任期

常置委員会運営の活性化という観点から、委員長副委員長を含む委員全般について在任期間の上限を設定すべきとの意見がありましたが、委員長についてのみ

「委員長の在任期間は、過去を含めて最長2期4年の上限を設定する。」

ことを平成14年度から内規化することが適当と考え、提言します。

なお、委員会委員には専門的技術的な経験知識の観点から選任される方々があり、特に整備技術教育関係の役員委員について、各機関の運営継続性や専門的技術的知識をもった人材確保のため、委員全般の在任期間上限を定めることは適当でない旨の意見があったことを踏まえての提言となりました。

(4) 支部長のあり方

支部長の資格に関し、支部長＝理事とは限らない選任実態があること、支部総会で選任されることを前提に、

「会員組合員理事のあり方（前述(1)項：理事のあり方）に準ずる」

ことを内規化することが適当であると提言します。また、工場長を含みうる余地を残しておくことが適当と考えます。

「支部長は2期」あるいは「3期限度」など各々支部内規がある現状から意見のとりまとめを図りましたが、「支部役員の資格を内規化できるか」「支部の独自性に任せるべきであろう」との意見があり、次期改選までに検討することが適当と意見集約されました。

(5) ブロック長のあり方

ブロック長が支部長を兼務することについて、従来 of 役員改選では必ずしも統一見解どおりでなく、ブロックの実態に合わせた選任結果となっております。ブロック事業の活性化の観点から「ブロック長と支部長は兼務しないことが望ましい」との意見がありましたので、配慮方をお願いします。

(6) 役員に関するその他の検討事項

役員任期について委員会や支部長に同じく種々の意見が出されましたが、取りまとめには至っておりません。以下、意見交換があったものを項目のみ列記します。

役員任期

- a. 理事
- b. 会長理事長、副会長副理事長
- c. ブロック長
- d. 支部長

役員定数その他

- a. 副会長副理事長数
- b. 振商専務理事の一人制

4. その他整備三団体の組織運営に関すること

(1) 三団体長のあり方

政治連盟を含めた三団体が三位一体となった事業展開を目指すとの方針から、平成5年5月、浦野会長理事長が振商政の三団体長を兼務して現在に至っています。しかしながら三団体長が果たすべき職務は多く、振興会会長を務められる方には公益法人理事の範囲を超える職務が期待され、大きな足枷ともなっているように見受けられます。

このため、役員改選を目前とした本プロジェクトでは、

「三団体長の一人制が望ましいが、その限りでない。」

との意見がまとまりましたので、提言します。

(2) 政治連盟のあり方

政治連盟は、振興会会員であることを前提とした組織であるがゆえに、ともすると会員意識の希薄さと組織力が懸念されます。このため、政治連盟組織のあり方、地区組織のあり方についてご検討いただくよう、配慮方をお願いします。

(3) その他の意見

その他整備三団体の組織運営に関し、以下の意見がありました。

整備団体の求心力は振興会商工組合の両団体にあるが、商工組合が十分に機能しているとは言えない。支部ブロック段階で改善する方法、フランチャイズグループなどの競争原理を取り入れて活性化すべきである。

業界新事業の受け皿は商工組合だが、100 パーセント加入でない現実がある。支部単位の事業展開に際し、組織強化の必要がある。

以 上

< 参 考 >

(1) 東整振都整商組織運営プロジェクト委員名簿
< 別添 >

(2) プロジェクト会議開催状況
 第1回：平成13年11月12日(月)
 第2回：平成13年12月 5日(水)
 第3回：平成14年 1月11日(金)

(3) 検討事項総括表

	テーマ	検討結果
ブロック 支部	ブロックのあり方	・ブロック活動の活性化のため、構成メンバーやブロック事業の運営等、ブロック機構を明確化し、統一した役員構成が望ましい。 ・活動指針「ブロックのあり方(仮題)」の作成配布 ・ラインとスタッフの明文化 ・ブロック活動の明文化
	支部再編成	支部の会員数の下限は100以上とする。
	支部・地区の運営	16年の改選までに継続検討
委員会等	委員会・プロジェクトのあり方	16年の改選までに継続検討
役員委員 のあり方	理事の資格(会員組合員理事)	・都内に認証事業場を有する法人又は個人を代表する者(法人にあっては企業役員、個人においては代表者(事業主)又はこれに準ずる者。 ・任期途中で役職に変更があった場合、直近の役員改選時期まで選任時の役職が継続するとみなす
	理事の在任期間	16年の改選までに継続検討
	監事の在任期間	専門職的要素があるため、特に定めない。
	委員の在任期間	特に定めない。
	委員長の在任期間	過去を含めて最長2期4年を限度とする。
	支部長の在任期間	・支部の活性化のため、内規等で定める。 ・理事のあり方に準ずる。工場長を含みうる余地を残す。
	ブロック長の在任期間とあり方	・ブロックの活性化のため、内規等で定める。 ・ブロック長と支部長は兼務しないことが望ましい。
	会長・理事長の在任期間	16年の改選までに継続検討
	副会長・副理事長の在任期間	16年の改選までに継続検討
	副会長・副理事長の数	定款通りとする。
振・商専務理事の一人制	現状のままとする。	
その他	整備三団体の組織運営	・三団体長の一人制が望ましいが、その限りでない。 ・政治連盟のあり方は16年の改選までに継続検討

(4) ブロック規約に基づくブロック構成員と役員の選出
< 別添 >

(5) 足立支部役員研修資料
< 別添 >

ブロック規約に基づくブロック構成員と役員の選出

		品川ブロック	足立ブロック	練馬ブロック	多摩ブロック	八王子ブロック
ブロック構成員	正副支部長					
	本部理事					
	正副ブロック長					
	指定部会		注		正副部会長	
	青研		注		正副代表幹事	支部青研代表
役員の選出	ブロック構成員の互選	正副ブロック長はブロック構成員から選出 その他の役員は構成員の中から支部長推薦による。	正副ブロック長は支部長の推薦によりブロック内理事から選出、 その他の役員は構成員の中から支部長推薦による。	ブロック構成員の中から選出	ブロック長は支部の推薦によりブロック会で選出 その他の役員は構成員の中からブロック会で選出	

注：足立ブロックは、ブロック会に各支部の指定工場部会長、青研代表が出席することが慣例となっている。

歴代ブロック長の支部長兼務状況（振興会）

	品川ブロック		足立ブロック		練馬ブロック		多摩ブロック		八王子ブロック	
59. 4 ~60. 5	花 香	兼	高 橋	兼	矢 島	兼	川 口	兼		
60. 6 ~62. 5	福 井		高 橋	兼	矢 島	兼	前 田	兼	高 橋	兼
62.6 ~元. 5	坂 田		森	兼	矢 島	兼	石 井	兼	高 橋	兼
元. 6 ~ 3. 5	坂 田		森	兼	矢 島		古谷田	兼	高 橋	兼
3. 6 ~ 5. 5	山 田	兼	森	兼	矢 島		並 木		村 野	
5. 6 ~ 7. 5	山 田	兼	森		矢 島		並 木		村 野	
7. 6 ~10. 5	浅 野		谷古宇		多 田		並 木		小 沢	
10. 6 ~12. 5	浅 野		石 川	兼	谷 治	兼	萩 原	兼	青 木	
12. 5 ~現在	浅 野		坂 本	兼	谷 治		加 藤	兼	青 木	

注：ブロック長名の隣欄は支部長兼務の有無を示す。
また、同欄の2行欠きは任期中の異動を示す。